

鳥取県告示第12号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年1月9日

鳥取県知事 片山 善博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字三田字大町984から987まで、988の1、字奥林1057の1、1058から1061まで、字スルシ谷1062の1、字小ナメラ1063の1、1063の2、字大ナメラ1064、字ムカデサコ1065の1から1065の4まで、字バンノキ1066、字深谷1085の1から1085の3まで、字行口1086の1、1086の2、字狼サコ1087の1から1087の3まで、字カンガ谷1088の1から1088の34まで、字滝谷1089の1、1089の2、字漆ヶサコ平1090の1、1090の2、字一ノ谷山1091の1、1091の2、1091の4から1091の52まで、字祓谷1092、1095から1098まで、1099の1、1099の2、1100から1102まで、大字横田字清水ヶ谷奥上218、220から223まで、字本谷238の1、241、244の2、244の3、245、247、字小谷奥254、258、字牛谷277、278、字湯ノ谷306から313まで、大字木原字岩谷263の2、263の4、264の1

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)